

第11章 高齢者の安心・安全な日常生活を支える取組の推進

- 1 高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進
- 2 高齢者虐待及び権利擁護
- 3 家族介護者等への支援

この章では、地域の様々な団体が連携・協働した高齢者の見守りネットワーク（絆ネット）の推進や、安心・安全な日常生活を支える取組の推進、高齢者虐待への取組等について、基本的な考え方や施策の方向性を説明します。

第11章 高齢者の安心・安全な日常生活を支える取組の推進

1 高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進

(1) 「絆ネット」の推進や生活支援サービスの充実

この項目のポイント

- ▶ 地域の様々な団体、組織が連携し、地域の高齢者等を見守るネットワークの推進が必要
- ▶ 見守りや生活支援活動を実施する社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体、NPOなどの活動への支援が必要

【現状と課題】

- 地域福祉活動として、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティアや住民組織などにより、高齢者の日常生活を支える様々な取組が進められています。
- 社会福祉協議会は、地域の福祉ニーズに応えるため住民参加による見守りや安否確認、買い物支援や家事援助、配食サービスなどの活動を展開しています。
- 民生児童委員は、住民の最も身近な相談相手として、住民の生活状況を日頃から全般的に把握するとともに、「相談援助活動」、「福祉サービスの利用援助」など、地域に根ざしたきめ細やかな活動を展開しています。
- ボランティア、NPO、住民組織等では、高齢者への配食、居場所づくり、友愛訪問、送迎など多彩な活動が行われています。
- 人と人とのつながりが希薄化する中で、地域の一人暮らし高齢者など、配慮が必要な方々に対する見守り活動や生活支援を進めるためには、こうした地域で活躍する様々な団体が、地域の課題を共有し、同じ問題意識の下で連携して取り組むことが重要です。

【今後の取組】

- 地域のNPOやボランティア団体、社会福祉協議会、民生児童委員、企業、商店、警察、消防、行政など、地域の様々な活動団体と連携・協働した「見守り・支援ネットワーク」＝「絆ネット」による見守り支援体制を推進します。

- 生活に困窮する高齢者等については、「絆ネット」を活用した早期把握に努め、「生活困窮者自立支援法」に基づき設置された「自立相談支援機関」などと連携し、早期の生活支援等を実施します。
- 8050（ハチマルゴーマル）問題など、複合的課題に対応できるよう、市町村による「重層的支援体制」の整備を支援します。（再掲）
- 高齢者の見守り活動や日常生活支援等に取り組むNPO、ボランティア団体や、そうした活動の実施に加え地域福祉の推進のための企画・調整を担う社会福祉協議会について、組織力の向上や事業・活動を充実させるための支援を行います。
- 高齢者に対するボランティア活動が継続的に展開されるよう、社会福祉協議会と連携しボランティア活動に関する情報提供やコーディネート等を促進します。
- 民生児童委員と連携し、高齢者などの要配慮者への見守り活動の取組を進めるとともに、民生児童委員の資質向上研修を実施します。
- 運送車両の購入助成や運転者養成講習の開催など、福祉有償運送の実施を支援します。
- ICTを活用した見守り等、多様な見守りのあり方を通じて、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 人生100年時代を見据え、高齢になっても、年齢にかかわらず、それぞれの意欲や経験・能力に応じて活躍できる場がそれぞれの地域に存在することが重要であり、市町村や社会福祉協議会、京都SKYセンター、老人クラブ連合会、シルバー人材センター等、幅広い関係団体が連携し、地域における多世代交流の場、世代を超えた活躍の場を創出し、高齢者の多様な社会参加を促進して、高齢者自身が地域の担い手として活躍できる環境を整備します。〔再掲〕

(2) 地域活動団体による取組の支援

この項目のポイント

- ▶ 地域の課題解決に取り組み、暮らしに役立つサービスを提供できる地域活動団体の活動の拡大
- ▶ 活発化している民間の活動と行政や企業、大学等他のセクターとの協働・連携による高齢者の健康福祉に関する課題解決機能の強化

【現状と課題】

- 近年は、高齢者一人暮らし世帯の孤立化や地域の移動手段確保の困難化など、地域課題が多様化・深刻化してきており、個々の地域活動団体の活動だけでは対応が困難となるケースが増加しています。
- 今後の高齢者の健康福祉に関する課題については、地域活動団体だけでなく、地域住民や周辺団体、企業、大学、行政などで共有し、地域の多様な主体が協働・連携していくことで、それぞれの強みを活かしつつ、地域が一体となって課題解決に取り組んでいく必要があります。
- このため、地域活動団体が、協働・連携して取り組む地域課題解決に向けた活動を「地域交響プロジェクト」により支援しています。

【今後の取組】

- 具体的な協働・連携の仕組みとして、地域活動団体が相互に協力し、活動が継続的なものとなるよう、周辺住民の協力が得られる環境づくりや、他の団体や行政などとの協働・連携関係をつくり上げることを目指し、「地域交響プロジェクト」を引き続き展開していきます。
- 特に地域の中で日常的、継続的な支え合いが必要となる介護予防や高齢者の生活支援・見守りなどの重要課題については、市町村や府の施策と協働・連携することによりその解決を目指す「重点課題対応プログラム」として、交付金による支援だけでなく、活動団体と行政とが直接意見交換する場である「パートナーシップ・ミーティング」を開催することで、相互の関係性の構築やボランティアなど活動の担い手とのマッチングを支援します。

(3) 高齢者の安心・安全な生活を支える取組の推進

① 高齢者が安心して消費生活を送るための支援

この項目のポイント

- ▶ 地域における見守り活動の強化による高齢者の消費者被害の未然防止
- ▶ 高齢者が身近に相談できる消費生活相談窓口の支援

【現状と課題】

- 消費者被害は、複雑化、多様化し、また悪質商法の矛先が高齢者等の社会的弱者に向けられるなど、相談内容が深刻化しており、このため法令に基づく専門的な助言やあっせんを必要とする相談が増加しています。
- 京都府内の高齢者人口は、総人口が減少する中で増加しており、今後、高齢化率は上昇が見込まれますが、高齢者の中には加齢等による判断能力の低下が見られることもあり、高齢消費者の被害防止・救済が大きな課題となっています。
- 高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、京都府内の世帯主の年齢が65歳以上の単独世帯及び夫婦のみ世帯は、世帯数、全体に占める割合ともに今後も増加が見込まれますが、高齢者のみ世帯は周囲の目が届きにくい場合もあり、消費者トラブルに巻き込まれやすく、救済が遅れることにより、生活基盤が脅かされるような消費者被害が発生する危険があります。
- 高齢者からの相談は、高い水準（R4：31.2%）で、年齢が上がるにつれて「訪問販売」「電話勧誘販売」が増加しています。SNSに表示された広告がきっかけとなったトラブル、SNSで知り合った人がきっかけとなったトラブルなどのSNSに関するトラブルが、幅広い年代で発生しています。
- 高齢者は、被害に遭っていることを認識していない、自分が悪いと思って相談しない、一人暮らしで相談する人がいないなど、被害が表面化しにくい状況があり、高齢者が悪質な訪問販売や電話勧誘販売等による被害に遭うリスクが一層高まっています。
- 高齢化の進展や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、高齢者等の消費者被害を未然に防止するために、地域での見守りを強化するとともに、多くの関係機関と連携した見守り体制の構築が必要となっています。

【今後の取組】

- 京都府警察、市町村、福祉関連団体、事業者等地域の多様な主体と連携した見守り体制（消費者安全確保地域協議会）を構築し、地域での見守りの強化を図ります。

- 福祉・介護職員等による見守りや消費者ボランティアによる見守り活動の支援、市町村等の啓発活動の支援、京都府警察等と連携した通話録音装置の貸出し等を実施します。
- 府内どこでも質の高い相談や救済が受けられる体制を維持するため、市町村の消費生活センター等に対する支援を実施します。

② 高齢者の交通安全の確保

この項目のポイント

- ▶ 高齢歩行者に対する交通安全教育、広報啓発、反射材普及やタイムリーな交通安全情報の提供
- ▶ 高齢運転者のおかれている環境等に応じた運転免許証の自主返納の促進及び参加・体験・実践型の交通安全教育の実施と安全運転サポート車の普及啓発

【現状と課題】

- 令和4年中の全交通事故死者数に占める高齢者の交通事故死者数の割合は、約6割であり、依然高水準で推移しています。
- 全交通事故死者数に占める高齢者の交通事故死者数の割合は、依然半数近くを占めており、今後も増加していくことが懸念されます。
- 歩行中の交通死亡事故の約7割は高齢者が占めています。高齢者の行動の特性の理解や高齢者保護の気運の醸成が必要です。また、高齢者自身の交通安全意識の高揚や、反射材の直接貼付活動を推進することが必要です。
- 高齢運転者が交通事故の加害者になったり、高齢運転者の単独交通事故が増加することが懸念されます。運転免許証を返納しやすい環境づくりと運転を継続される方に対する交通安全指導が必要です。

【今後の取組】

- 参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、関係機関や交通ボランティア等と協働した家庭訪問を行い、対象者の生活実態等を踏まえたきめ細やかな交通安全指導や夜間の交通事故防止のための反射材の直接貼付活動を行います。
- 運転に不安のある方の運転免許証の自主返納を促進するとともに、返納しやすい環境づくりや交通安全指導の強化、企業等と連携した安全運転サポート車の普及啓発を行います。
- 街頭啓発活動やSNS等各種広報媒体を活用した広報活動を行い、高齢者はもとより、高齢者の家族に対してもタイムリーに交通安全情報を提供することにより社会全体で高齢者保護の気運醸成と高齢者自らが交通安全行動を実践することができるように努めます。

③ 高齢者のための防犯対策

この項目のポイント

- ▶ 高齢者を対象とする犯罪被害対策に重点を置いた防犯指導や情報提供をタイムリーに実施
- ▶ 認知症等高齢者の行方不明時における早期発見・保護に向けた連携強化

【現状と課題】

- 2022（令和4）年中、刑法犯総数は10,578件で、うち高齢者被害総数は1,102件（10.4%）と前年対比95件の増加となっています。
- 高齢者を被害者とする特殊詐欺、悪質商法等の犯罪が依然として高水準で推移していることから、引き続き、高齢者が被害に遭いやすい罪種に重点を置いた具体的で分かりやすい防犯指導が必要です。
- 2022（令和4）年中の65歳以上の高齢者の保護件数は4,249件で、保護総数の64.0%を占めています。高齢者の保護は、2015（平成27）年から保護総数の5割を超え、増加傾向にあります。（図表11-1）

【図表11-1 京都府内の保護総数の推移】

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
保護総数	5,407件	5,991件	5,973件	5,829件	6,636件
高齢者保護件数	3,062件	3,446件	3,679件	3,629件	4,249件
比率	56.6%	57.5%	61.6%	62.3%	64.0%

- 中でも、認知症高齢者の徘徊等による保護は3,887件で、高齢者の保護全体の91.5%を占めています。

【今後の取組】

- 高齢者を対象とした防犯教室の開催や、府民協働防犯ステーション参画の防犯ボランティア団体等と協働した戸別訪問等により、きめ細やかな防犯指導を推進します。
- 事業者による防犯CSR活動を促進し、高齢者の見守り活動や、高齢者が特殊詐欺や悪質商法の被害に遭わない環境づくりを推進します。
- 高齢者向けの防犯情報をタイムリーかつ積極的に発信し、犯罪被害の未然防止、拡大防止を推進します。
- 京都府内の全市町村において策定された「認知症高齢者等の行方不明時における早期発見及び身元不明者の身元確認に関する連携要領」に基づき、認知症高齢者等の行方不明者を早期に発見、保護するための取組を推進するなど、関係機関における更なる連携強化に努めます。

④ 高齢者のための防災対策

この項目のポイント

- ▶ 高齢者が安全かつ安心して避難できる体制の構築が必要
- ▶ 防災対策に関する知識の普及や意識の啓発が必要

【現状と課題】

- 近年、大規模災害は毎年発生し、多くの犠牲者が出る中、おおむね6割以上が高齢者となっています。
- 2016（平成28）年台風第10号による水害では、高齢者施設で入所者全員が亡くなり、2020（令和2）年九州南部での豪雨被害では、高齢者施設で一部入所者が逃げ遅れ亡くなるなど深刻な被害が発生しています。
- 風水害や津波災害等の自然災害に対しては、早めの避難が重要です。このため、全ての市町村において、「高齢者等避難」の趣旨を周知するとともに、適切な時期での発令ができるよう客観的な避難判断基準を設定すること、また災害時に配慮が必要な高齢者の把握や防災訓練の実施等の対策が求められます。
- 特に、発災初期の避難、救出・救助活動においては、「自助」、「共助」の活動が必要となることから、府民一人ひとりが的確に行動し、地域の防災力を高めるため、日頃からの備えと防災対策に関する知識や意識の啓発が求められます。
- 併せて、避難所での生活はプライベートが無く、支援の担い手も限られるため、避難生活に特に配慮を要する高齢者への支援が不足します。日頃の備えとして、避難所の環境整備も求められます。

【今後の取組】

- 高齢者施設等では、介護保険法等の関係法令において非常災害計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられており、集団指導や運営指導においてその徹底を進めているところ です。
- 市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者施設については、関係法令に基づく避難確保計画の策定、避難訓練の実施が義務づけられており、市町村や防災関係部局と緊密に連携し、計画策定を支援します。
- 災害時に自ら避難することが困難な方が確実に避難することができるよう、市町村における個別避難計画の作成を支援します。

第11章

- 誰もが安心して避難所で避難生活を送ることができるよう避難所をユニバーサルデザインで設営できるよう促進するため、避難所の指定・開設等の責任を担う市町村との連携を進め災害時の要配慮者対策推進を図ります。
- 避難所において高齢者等の避難者の二次被害を防ぐために対応できる体制を整えるため、人材育成として福祉避難サポートリーダー及び災害派遣福祉チーム（京都DWA T）の養成を進め、防災訓練や講演会の開催等を通じ、府民の防災意識の向上、取組の推進を図ります。
- 施設・事業所に対する集団指導や運営指導を通じて、各事業所の業務継続計画（BCP）の整備、自然災害発生を想定した訓練の実施等を支援します。

⑤ 高齢者のための防火対策

この項目のポイント

- ▶ 各市町村と連携し防火安全の取組を実施
- ▶ 各市町村において、火災からの逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の設置を促進

【現状と課題】

- 建物火災による死者数のうち、約9割は住宅火災によるものであり、このうち、約8割は65歳以上の高齢者が占めています。
- 住宅火災の死者数を要因別にみると、逃げ遅れが約4割を占めています。
- このため、高齢者に対する防火安全の取組を引き続き実施することが必要です。また、火災からの逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の完全設置促進が必要です。(図表11-2)

【図表11-2 住宅用火災警報器の設置率】

	設置率
京都府	89.9%
全国平均	84.3%

注：数値は消防庁調査（2023（令和5）年6月時点）による

- 適切な作動を確保するためには、定期的な点検や老朽化した機器の交換が必要です。

【今後の取組】

- 府内の各市町村と連携し、防火安全に関する積極的な広報啓発に努めます。
- 府内の各市町村において、住宅用火災警報器の未設置世帯に対する設置促進の取組を進めるとともに、機器の交換や定期的な点検の必要性について周知を図ります。

⑥ 福祉のまちづくりの推進

この項目のポイント

- ▶ 福祉のまちづくり条例により、高齢者や障害者をはじめとして、すべての人が安心して快適に生活できるまちづくりの実現を目指す
- ▶ みんなでつくる「あったか京都」推進指針（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）に基づき、共に支え合い共に生きる社会の実現を目指す

【現状と課題】

- 「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、多数の人が利用する建築物や道路、公園等の整備に際して、基準に適合するよう指導しています。
 - ・整備基準適合証交付件数：2，585施設（2023年3月末現在）
- 歩行が困難な方に対して共通の駐車場利用証を交付し、車いすマークの駐車場を利用しやすくする「京都おもいやり駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）」を実施しています。
 - ・協力駐車場施設数：1，540施設（2023年8月末現在）
- ホームページ「人にやさしいまちづくり」によりユニバーサルデザイン情報を提供しています。
 - ・掲載施設数：2，120施設（2023年9月末現在）
- みんなでつくる「あったか京都」推進指針（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）に基づき、ユニバーサルデザインの推進にとりくんでいる。
 - ・ユニバーサルデザインを知っている人の割合：62.7%（2023年6月末現在）

【今後の取組】

- 誰もが利用しやすい建築物、道路、公園等の施設整備を促進します。
- 「京都おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発を進めます。
- ユニバーサルデザイン情報を適時・適切に入手し活用できるよう情報の充実を図ります。
- ユニバーサルデザインの考え方の普及啓発を進めます。

⑦ 感染症対策の推進

この項目のポイント

- ▶ 高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう、また、感染リスクなどで緊張感を持って業務に当たっておられる介護職員等の負担が軽減できるよう、市町村や関係団体と連携し、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策を推進

【現状と課題】

- 高齢者は感染症の重症化リスクが高いため、入所施設においては、感染症を施設内に持ち込まない、また、施設内で感染を拡大させないことが重要です。
- また、万一施設内で集団感染が発生し、介護職員等が感染者や濃厚接触者となった場合でも、サービスの提供を継続できるよう、業務継続計画の策定や計画に基づく日々の訓練が求められます。
- 集団感染が発生した施設では、職員の感染防止対策の習熟度に課題が見られたことから、感染症対策の基本知識や感染リスクを低減したケアの方法等について、周知・徹底していくことが必要です。
- このような中、自身が感染する恐れや、自身が利用者や家族に感染させてしまうのではないかという不安を持ちながら業務にあたっている、介護職員等の心身のケアも必要です。

【今後の取組】

- 施設内での感染拡大防止のため、多床室の個室化や簡易陰圧装置・換気設備の導入に加え、入所者と面会者をアクリル板等により遮断した家族面会室の整備、各ユニット（生活単位）への玄関室の設置などゾーニング環境の整備を支援します。
- 2020(令和2)年度に締結した「感染発生時における介護職員の相互応援協定」に基づき、感染症により職員が不足した場合の応援体制の構築や円滑な運用を図ります。
- 国が策定した「介護現場における感染対策の手引き」に基づき、介護職員に対する感染症研修や日々のケアにおける感染防止策の徹底など、施設・事業所における感染予防の取組を支援します。
- 施設・事業所に対する集団指導や運営指導を通じて、各事業所の感染症対策計画や業務継続計画（BCP）の整備、感染症発生を想定した訓練の実施等を支援します。

- 介護サービスの提供は、対面・接触が多く、様々な介助を通じた職員への感染が懸念されるため、感染リスクを低減した新たなケアの方法を普及するため、感染症対策の指導役となる看護師を養成します。

- 感染事例が発生した場合や、感染リスクが高い者との接触による介護職員等の心身の負荷に対する支援を行うことを目的として、国や施設団体等が設置するメンタルヘルス相談窓口を広く周知するなど、介護職員等の心身の負担の軽減を図ります。

2 高齢者虐待及び権利擁護

(1) 高齢者虐待等への対策

この項目のポイント

▶ 虐待の早期発見・早期対応・未然防止の取組

【現状と課題】

- 高齢者虐待防止法に基づく調査結果では、要介護施設従事者等による虐待件数は横ばい、養護者による虐待件数は増加傾向にあり、虐待件数は719件となっています。
(図表11-3)

【図表11-3 高齢者虐待の状況（京都府）】

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
要介護施設従事者等による虐待	相談・通報件数	5	14	9	33	35	93	64	79	58	43	63
	判断件数	1	3	2	9	9	18	37	14	10	10	18
養護者による虐待	相談・通報件数	636	714	777	817	931	983	1,125	1,213	1,209	1,318	1,374
	判断件数	425	472	490	521	634	663	665	599	653	699	719

注：府の高齢者虐待防止法に基づく調査による

- また、虐待類型では「身体的虐待」が64.7%、「心理的虐待」が44.9%を占めています。
(図表11-4)

【図表11-4 高齢者虐待の類型（京都府：2022（R4）年度）】

身体的虐待	64.7%
介護・世話の放棄・放任	16.6%
心理的虐待	44.9%
性的虐待	0.7%
経済的虐待	10.7%

注1：府の高齢者虐待防止法に基づく調査による（養護者虐待）

注2：合計が100%にならないのは、1件の事例で複数の虐待種別をカウントしているため

- 高齢者の虐待を早期に発見し、未然に防止するためには、高齢者に接する機会の多い介護支援専門員・訪問介護員等のサービス提供者や地域包括支援センター職員等が高齢者虐待に関する十分な認識を持っておく必要があります。
- また、高齢者への虐待防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、市町村において、地域包括支援センターを中心に関係機関や団体等との連携体制（高齢者虐待防止ネットワーク）を構築することが求められています。

□ 京都府では、高齢者虐待対応の窓口となる市町村の取組を支援するため、2012（平成24）年度に、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」を設置し、専門職団体と連携・協力し、法的な専門知識等が必要な虐待事案に対する専門職チームの派遣、市町村からの相談への助言等を行い、市町村をきめ細かく支援しているところです。

・2015（平成27）年度	相談件数	204件	派遣件数	23件
・2016（平成28）年度	相談件数	235件	派遣件数	21件
・2017（平成29）年度	相談件数	244件	派遣件数	19件
・2018（平成30）年度	相談件数	261件	派遣件数	25件
・2019（令和元）年度	相談件数	309件	派遣件数	15件
・2020（令和2）年度	相談件数	274件	派遣件数	8件
・2021（令和3）年度	相談件数	243件	派遣件数	11件
・2022（令和4）年度	相談件数	216件	派遣件数	17件

【今後の取組】

- 「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」を核として、市町村をはじめとする関係機関や関係者と一層連携・協力して、引き続き高齢者への虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止などの取組を推進します。
- 高齢者施設等における虐待案件については、関係者からの通報等に基づき、保健所及び市町村が合同で立入検査等を行い、市町村が虐待判断を行うとともに、重大な案件については府において介護保険法による改善勧告を行い、改善計画書の提出を求めて継続的な指導を行います。
- 高齢者施設・事業所に対して、高齢者の人権の擁護、虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施を義務づけ、施設・事業所における虐待防止の取組を徹底します。

(2) 身体拘束ゼロへの取組

この項目のポイント

▶ 身体拘束廃止のための取組

【現状と課題】

- 介護保険施設等における身体拘束については、入所者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、原則として許されるものではなく、禁止されています。
- 府内における身体拘束適正化の進捗状況を把握し、身体拘束ゼロ推進に向けた意識の高揚を図るとともに、毎年減少する施設等の身体拘束実績の更なる減少に資することを目的として京都府では毎年実態調査を実施しています。
令和4年度調査では、令和4年度中に身体拘束を実施していた対象施設等は106施設等であり、有効回答施設等の13.1%となっています。
- 2018（平成30）年度の介護報酬改定では、施設毎に身体拘束廃止委員会等の定期的な開催や指針の作成を義務づけ、未実施の場合の減算が強化されています。

【今後の取組】

- 身体拘束ゼロを目標に、介護保険施設やその関係団体等へ、研修の実施等により施設職員の意識改革や施設全体の取組が促進されるよう引き続き支援や助言（指導）に努めます。
- 身体的拘束等による高齢者への行動制限は、介護保険施設等だけでなく、訪問介護員等の居宅サービスの場面でも発生する可能性があり、在宅であっても身体的拘束等は高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性があるため、介護従事者等に対し正しい理解を促進し、意識啓発を図っていきます。

(3) 高齢者の権利擁護の促進

この項目のポイント

▶ 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用促進の取組

【現状と課題】

- 近年、認知症高齢者等を狙った悪質な事件等が頻発しており、また日常生活上の様々な判断や手続、金銭管理に援助が必要な高齢者も多くなっていることから、高齢者の権利擁護に関心が高まっています。
- 京都府では、市町村や家庭裁判所と連携し、成年後見制度の普及啓発等に取り組むとともに、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、専門職団体と連携・協力し、市町村職員を対象とした制度の活用に関する検討会等を開催するなど、制度の利用促進の取組を進めています。また、市町村において、権利擁護の取組を強化するため、中核機関の設置や取組の強化を行えるよう支援を進めてまいります。
- その結果、身寄りのない重度の認知症高齢者等について市町村長が申立てを行う取組は一定活用されるようになりましたが、制度の利用手続きの繁雑さ等もあり、依然として、十分に活用される状態には到っていません。（図表 1 1 - 5）

【図表 1 1 - 5 市町村長による成年後見事件（※1）の申し立て件数（最高裁判所）】

		2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
市区町村申 立件数	全国	4,543	5,046	5,592	5,993	6,466	7,037	7,705	7,837	8,822	9,185	9,229
	京都（※2）	136	182	150	164	160	165	185	153	197	195	163

注：最高裁判所による成年後見関係事件の概況による

（※1）後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件をいう。

（※2）京都家庭裁判所管内の申立数

- 判断能力が十分でない認知症高齢者等の福祉サービスの利用を援助するため、社会福祉協議会において福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）が実施されています。（2022（令和4）年度利用者数899人）また、低所得の方（市町村民税非課税）にも利用していただけるよう、府独自で利用料の公費負担を行っています。

【今後の取組】

- 「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」を核として、引き続き成年後見制度の利用促進に努めるとともに、担い手育成の取組を強化し、具体的には、市民後見人の養成や法人後見の取組の促進など、市町村の権利擁護に係る取組をきめ細かく支援していきます。

また、家庭裁判所等と連携し、市民後見人の養成や法人後見の取組、その活動を支える仕組みづくりや、市町村単位で設置を進めることとされている中核機関設立へ向けた支援を行い、成年後見が必要な方へ十分な支援が行き渡るように努めます。

- 判断能力に不安のある方も福祉サービスを適切に利用できるよう、制度の更なる普及・拡大に向けて市町村社会福祉協議会と連携し、福祉サービス利用援助事業の広報・相談受付に努めます。

3 家族介護者等への支援

(1) 家族介護者への支援

この項目のポイント

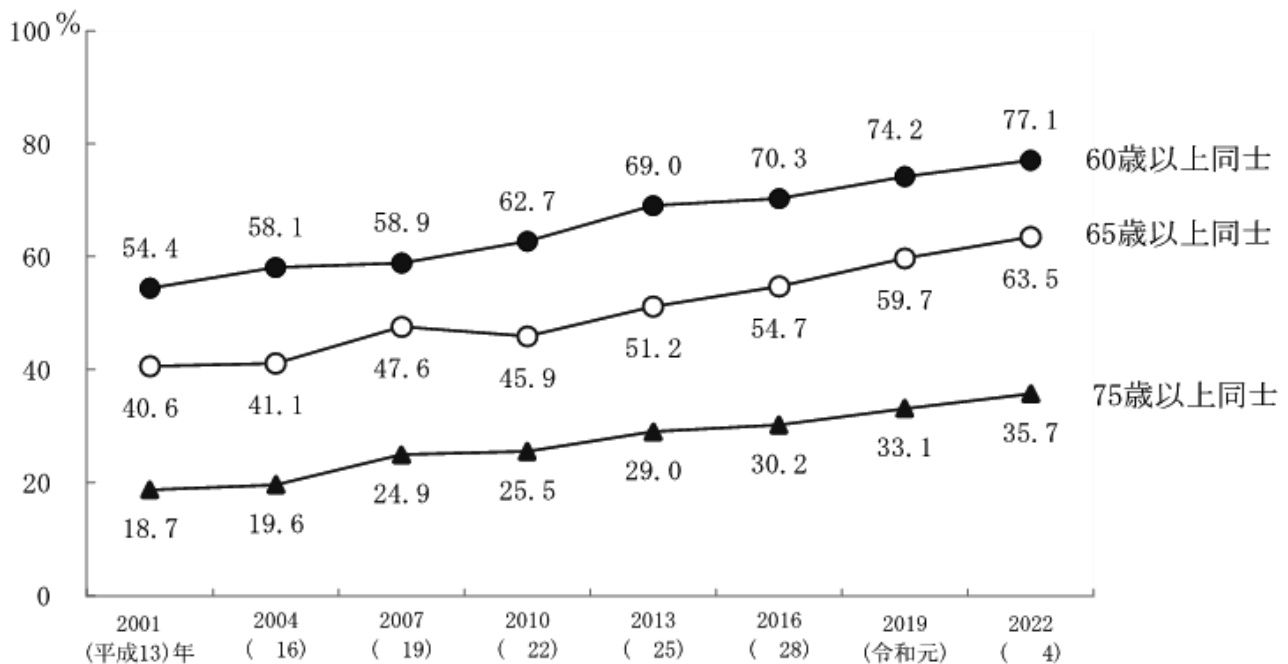
- ▶ 老々介護の実態を踏まえた取組、介護離職ゼロに向けた取組の推進
- ▶ 家族介護者の負担軽減

【現状と課題】

- 令和4年度の国民生活基礎調査によると、同居の主な介護者と要介護者の組み合わせで、65歳以上同士が63.5%、75歳以上同士が35.7%と、いずれも上昇傾向にあり、いわゆる「老々介護」の実態がみられます。（図表11-6）

【図表11-6 「要介護者等」と「同居の主な介護者」の年齢組み合わせ（全国）】

図27 「要介護者等」と「同居の主な介護者」の年齢組合せ

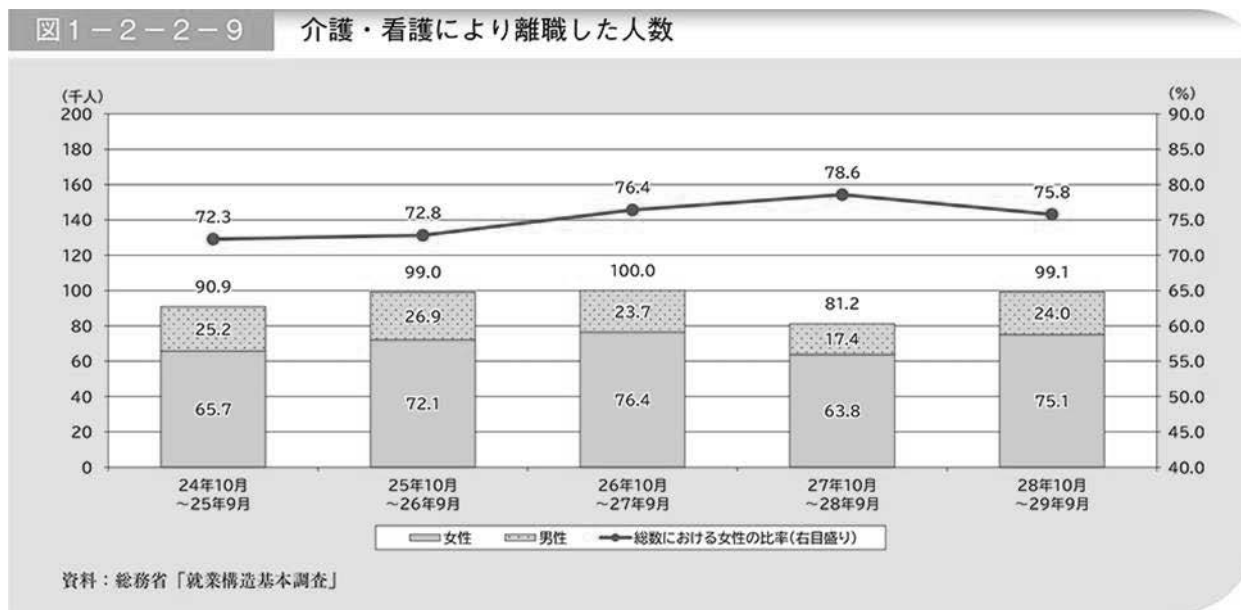


注：2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

出典：2022（令和4）年 国民生活基礎調査結果

- 今後、高齢夫婦世帯の割合が上昇すると見込まれることから、老々介護の実態はより進行すると予測されることから、介護者の負担軽減を図る点から、介護保険、高齢者福祉に係る各種制度の一層の周知を図るとともに、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域包括ケアの取組を進める必要があります。

- また、高齢化の進行により要介護認定者数が増加し続ける中、家族の介護・看護を理由に離職した雇用者数は全国で約10万人にのぼり、うち約7割以上を女性が占めています。
(図表11-7)



【図表11-7 介護・看護を理由に離職した人数（全国）】

出典：令和5年版 高齢社会白書

- 40代、50代の働き盛り世代が介護を理由に離職することは、企業・社会活動にとって大きな影響を及ぼすとともに、離職者の経済基盤の不安定化や、地域との繋がりの不足による家族介護者の孤立化、家族介護者への過度な負担の集中などの様々な問題に繋がる可能性があり、介護離職ゼロに向けた仕事と介護の両立支援の取組を推進する必要があります。
- また、晩婚化等により介護と育児を同時に行うケース（ダブルケア）も顕在化しており、育児と介護の両立支援も不可欠です。

【今後の取組】

- 介護を必要とする方が適切に介護サービス等を利用できるよう、介護保険、高齢者福祉に係る各種制度の周知を進めます。
- ショートステイや認知症デイサービスをはじめとした地域密着型サービスなど、家族・介護者等の負担軽減のために必要なサービスの整備を推進するとともに、市町村による家族介護支援事業（介護教室・研修会、家族介護者交流・リフレッシュ、介護者の健康相談等）の充実を促進します。
- 在宅等で介護を行う家族介護者の負担を軽減するため、介護度に応じた適切な介護サービスを提供するとともに、家族介護者に対する「家事支援サービス」の導入などレスパイトの充実をめざします。

- 地域包括支援センターや認知症コールセンター等による、家族介護者に対する相談支援体制の充実を図るとともに、介護休暇制度の周知を図ります。
- 認知症リンクワーカーの活動や、本人の意思決定を家族とともに多職種が支援するアドバンス・ケア・プランニング（愛称：人生会議）の普及等、専門職による本人・家族に寄り添った支援の充実を図ります。〔再掲〕
- 仕事と介護等の両立や、育児と介護（ダブルケア）の両立等について、介護支援専門員をはじめとした医療・介護スタッフの理解を深めるとともに、地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター等が連携した支援体制の構築を進めます。
また、ダブルケア経験者をピアサポーターとして地域の居場所等へ派遣する取組を進め、相談体制の強化を図ります。

(2) ヤングケアラーへの支援

この項目のポイント

- ▶ ヤングケアラーの認知度向上、早期発見と適切な支援につなげる仕組みづくり

【現状と課題】

- 家事や家族の世話などを日常的に行っている日常的に行っているヤングケアラーは、本人等に自覚がないことも多く、問題が顕在化しにくい傾向があることから、当事者や社会全体の認知度の向上を図っていくことが重要です。
- ヤングケアラーの家族は複合的な課題を抱えやすいという特徴もあることから、多機関・多職種連携による支援が求められています。
- ヤングケアラーは、家族の世話やケアを担っていることから、自身のための時間を十分に確保できないことが多く、学校や家庭以外で安心して過ごしながら、学習や心理的なサポートなどを受けられる場が必要です。
- また、孤立しがちなヤングケアラーがお互いに繋がりを持てるようなピアサポートの場が必要です。

【今後の取組】

- ヤングケアラーの認知度向上のため、「京都府ヤングケアラー総合支援センター」を中心に、チラシやリーフレット、啓発マンガ等により、当事者や社会全体への周知・広報を進めます。また、同センターに配置したコーディネーターを中心に相談から適切な支援につなげるとともに、ネットワーク会議の開催や、関係機関向けの研修などにより、支援体制の整備を推進します。
- ヤングケアラーが地域で安心して通える居場所を提供し、本人に寄り添いながら生活支援・相談支援・学習支援等を行います。また、ヤングケアラーや元ヤングケアラーが繋がりを持ち心身の負担を軽減できるよう、当事者同士が悩みや経験を話せるオンラインコミュニティを開催します。

